

環 廃 第 4 4 2 号
令 和 3 年 10 月 27 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 様

廃棄物リサイクル課長

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可事務の留意事項について（通知）

「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期に伴う許可事務の留意事項について（通知）」（令和2年4月9日環廃第132号廃棄物リサイクル課長通知。以下「令和2年講習会通知」という。）に基づき、申立書の提出により、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」（以下「講習会」という。）の修了証の写しがなくとも申請書を受理する等の対応をしてきたところです。

現在、講習会は再開されていますので、令和2年講習会通知は令和4年3月31日をもって廃止し、下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、貴会会員に対する周知について、御配慮願います。

記

- 1 申立書の提出により、既に申請書が受理されている方への対応
 - (1) 申請者に対し、講習会をすみやかに予約、受講し、修了証の写しの提出を行うよう求めます。
 - (2) 講習会を予約した方に対しては試験日を確認し、予約しない方に対しては申請取下げの意思を確認します。

なお、講習会を予約しないにも関わらず申請取下げの意思が無い方に対しては、当該事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有することが確認できないと判断し、不許可処分をすることがあります。
- 2 令和4年4月1日以降に申請する方への対応
 - (1) 申立書の提出により、講習会の修了証の写しがなくとも申請書を受理する対応は行いません。

担 当 産 業 廃 棄 物 班
電話番号 054-221-2423
F A X 054-221-3553
電子メールアドレス hai@pref.shizuoka.lg.jp